

日程第 10. 意見書第 6 号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

○議長 宮城清政君 日程第 10. 意見書第 6 号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書についてを議題とします。まず、本案に関し提出者から趣旨説明を求めます。10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 それでは、意見書第 6 号を提案申し上げます。その提案する理由を先に申し上げます。先の大戦は、国内外で多くの戦争被害者を生みました。日本は、アジア太平洋地域への侵略により同地域の人々に重大かつ深刻な被害を与えました。また、日本軍の多くの兵士や関係者も死傷し、国内では沖縄における地上戦、広島・長崎への原爆投下、大空襲等により膨大な数の方々が被害を受けました。戦争は最大の人権侵害であり、人権は平和の下でこそ守ることができます。これは先の大戦のあまりにも大きく痛ましい犠牲に対する真摯な反省と、そこから得られた痛切な教訓であり、その反省と教訓を胸に私たちの国は戦後の歴史を歩んでまいりました。憲法前文及び第 9 条が規定する徹底した恒久平和主義は、この悲惨な戦争の加害と被害を経験した日本国民の願いであり、日本は二度と戦争を行わないという世界に向けた不戦の誓いの表明であります。これまでも幾度か憲法 9 条を改正しようという動きがあったなかで、今日に至るまで恒久平和主義を堅持してきたことがアジアのみならず世界の人々に平和日本の信頼を育んでまいりました。ところが、戦後 70 年を迎え、日本国憲法の恒久平和主義に今、大きな危機が迫っております。今般、国会に提出された安全保障法制を改変する法案は、憲法上許されない集団的自衛権の行使を容認するものであり、憲法第 9 条に真正面から違反するものであります。また、自衛隊の海外活動等に関連する法制を改変する法案は、自衛隊を海外のあらゆる地域へ、しかも現に戦闘行為を行っている現場以外であれば戦闘地域を含めどこにでも派遣し、弾薬・燃料等の軍事物資を米国および他国軍隊に補給することを可能にするものであります。これは外国で戦争している他国軍隊に武力行使に対する積極的協力であり、他国軍隊の武力行使と一体となり当該戦争に参加するに等しいものであって、憲法第 9 条に明らかに違反します。また、このような戦争をしている他国軍隊への積極的協力は、相手側からの武力攻撃を誘発しわが国が外国で武力紛争に巻き込まれる危険を伴い、現場の自衛官は武器を使用して他国の人々を殺傷する立場に追い込まれ、自らが殺傷される危険に直面します。全世界の国民が平和的生存権を有することを確認し、国際紛争を解決する手段として戦争と武力行使を永久に放棄し、戦力の保持を禁じ、交戦権を否認している日本国憲法の下でこのような事態をおこしかねない法制への改変は到底許されないというのが提案の理由であります。それでは、意見書案を読み上げて提案申し上げます。

平成 27 年度 6 月 19 日。南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 大城毅。賛成者 新垣由雄議員、照屋仁士議員、花城清文議員、赤嶺雅和議員、宮城寛淳議員。「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風

原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書 安倍内閣が今国会に提出した「安全保障関連法案」は、歴代の自民党政権も「認められない」としてきた自衛隊の武力行使や戦闘地域での後方支援など政府の判断で米国及び他国の行う武力行使に参加することを可能にする法案となっている。これまで政府の憲法解釈では、わが国に対する武力攻撃がない場合、武力の行使は許されない、すなわち海外での武力行使は認められないとしてきた。ところが、安全保障関連法案は、日本に対する武力攻撃がなくても政府が存立危機事態と判断すれば集団的自衛権の行使、すなわち武力の行使ができるものとなっている。全世界の国民が平和的生存権を有することを確認し、国際紛争を解決する手段としての戦争と武力行使を永久に放棄し、戦力の保持を禁じ、交戦権を否認している日本国憲法の下でこのような法制への改変は憲法違反であり許されない。憲法前文及び第 9 条が規定する恒久平和主義は、甚大な加害と被害を経験した日本国民の願いであり、日本は二度と戦争を行わないという世界に向けた不戦の誓いである。6 月 4 日の衆議院憲法審査会に招致された与党推薦参考人を含め全参考人が違憲を表明し、6 月 14 日の日本テレビの世論調査では「憲法違反と思う」が 51.7 パーセント、「憲法違反と思わない」が 16.8 パーセント、TBS の「ニュース 23」では憲法学者の圧倒的多数が違憲としている。70 年前の戦争は、アジアで 2,000 万人の犠牲者を出し、沖縄戦は住民を巻き込んだ筆舌に尽くしがたい戦火で 20 万人を超える命が失われ、南風原町でも当時の村民の 39.7 パーセントにあたる 3,843 人が戦死させられた。よって本町議会は、「ひめゆり部隊」の悲劇に象徴される第二次大戦の惨禍を体験している南風原町であるだけに「ふたたびあやまちを繰り返させない」との決意を込め、安倍内閣が今国会に提出した安全保障関連法案の廃案を求める。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 27 年度（2015 年）6 月 19 日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上であります。

今こちらに座っておられます議長はじめとした 16 名の議員は、それぞれに町民から付託を受け、南風原町の豊かな発展のためにがんばっている議員であります。その豊かな発展の基礎には、平和がなくてはなりません。その点で、今問題となっている安全保障関連法案はそれを根底から壊すものになりかねないということで今回の意見書を提案するものであります。ぜひ皆様の心からの賛同を呼びかけまして、提案といたします。よろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第 6 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第 6 号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書に対する反対討論をさせていただきます。提出者におかれましては、戦争する可能性をなくするため廃案を求める意見書を提出されたと思います。私も平和であることを願っておりますし、子どもたちの未来が平和であることを願っていることに皆さんと違いはありません。しかし、70 年前の戦争、終戦から現在の世界情勢はかなり変化し、沖縄においては尖閣諸島の領海侵犯・領空侵犯などの問題、また、世界で起きているテロ行為もこれまでとは違ってきます。尖閣問題では、先日 6 月 13 日に中国が対尖閣で大規模基地建設計画を進めていることが報道されています。残念ながら、私たちの常識と世界各国の常識が一緒ではないこともあります。われわれが平和を望んでも話し合いでは解決できない問題もあります。自国の国民が拉致・逮捕、攻撃をされても守ることができないことがないようにしなければいけないと考えます。現在の諸情勢を鑑みれば、法案の慎重審議が必要ではありますが、安全保障関連法案を廃案にすればいいというものではないという考えですので、反対であることを表明して反対討論を終わります。

○議長 宮城清政君 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 ただいまの意見書に対する賛成討論を行いたいと思います。先ほど反対討論のなかで尖閣諸島領海侵犯・領空侵犯云々ありましたけれども、自国が攻撃されているときに自衛することは憲法でも認めている。今度のこの関連法案については、自国が攻撃されていなくても、要するに友好国が戦争をしている、攻められている、そして自国が存立危機の事態だと政府が判断すれば自衛隊を派遣すると言うのです。要するに、そのときどきの政府が、日本が危ないと判断すればいつでもどこでも戦争に出かけて行ける、そういう法案なのです。自国が攻められたからやるという法案ではありません。ですから、今までアメリカが起こしてきた戦争について日本政府は一度たりともその戦争は間違っている、反対だと言ったことはありません。つまり、これからアメリカが起こす戦争、侵略した戦争もいろいろあります。それについても自国が危ないとそのときの政府が判断すれば自衛隊が出かけて行く、いつでもどこでも戦争につながる法案だと私は思います。憲法で禁止された武力行使を行う、このことも言われています。政府は、例えば戦闘行為のところに武器や弾薬・燃料を運ぶ、そういうことをやっている最中に敵から攻められたときには逃げるのだという話もありました。ところが、首相は、そのときに応戦をすることもあると言っています。しかし、これは武力ではないと彼らは言っています。戦場にお

いて、いくら反撃であっても武器を使って反撃するということはまさに武力行為であり、このことは憲法 9 条で禁じられています。そういったアメリカの起こす戦争に日本の若者を派遣してはならないと思います。自衛隊を派遣してはならない。そして、日本の若者が他国で人を殺し殺される、そういう行為をやってはならないと思います。ですから、今度の法案については、まさに日本の安全のためと言っていますけれども、戦争法案そのものであり私は廃案を求める意見書に賛成をするものであります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 私は、「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書（案）に対して反対の立場から討論いたします。今日、わが国を取り巻く安全保障環境は大きく変化しております。核兵器や弾道ミサイルなどの脅威があります。日本の近隣においても日本の大半を射程に入れる弾道ミサイルを配備し、核兵器も配備しているという報道もございます。国籍不明機に対して航空自衛隊が行う緊急発進は、10 年前に比べ 7 倍にも増えています。いまや脅威は容易に国境を越えてやってきます。こうした緊張や脅威が紛争につながることを未然に防ぐ抑止力を高める法整備が必要なのです。今回の法整備は、あくまでも専守防衛の範囲内であり、他国を守ることを自体を目的とした集団的自衛権は認めておりません。自衛の保持が取れるようにする法制です。この法案に対していろいろと懸念される部分がありますが、その懸念があるからこそ、新 3 要件を明示して、自衛隊を海外へ派遣する場合の 3 原則、はじめに国連決議があること、国会の例外なき事前承認をすること、隊員の安全確保が示されることというふうにされております。また、PKO 参加 5 原則を取り決め、武力行使の拡大解釈にならないように、また自衛隊の安全確保をどうするか、制度や仕組み、法律の中で盛り込んでいく必要があります。二重三重の縛りを設けております。自衛隊の武力行使については、自国防衛の自衛のときに限って許され、専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使はできないとする政府の憲法 9 条解釈の根幹は維持しております。今回の平和安全法制は、国民を守るための隙間のない防衛体制を整備するとともに、国際社会の平和と安全のための貢献を進めることを目的としており、憲法 9 条の下でできること、できないことを整理したものであります。また、憲法 13 条には国民を守ることが明記されていることも申し添えておきます。したがって、安全保障関連法制は、憲法 9 条の枠を超えるものではなく、今回の意見書提出につきましては、異議をとらえ反対討論といたします。

○議長 宮城清政君 賛成者の討論はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第 6 号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書についてを採決します。本件につい

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 1 9 日（最終日）

て可決することに賛成の方は起立を求めます。

（起立多数）

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、本案は可決されました。